

在宅でのねたきりの高齢者、身体障がい者及び身体障がい児への理美容費用の一部を補助します



令和6年（2024年）2月22日

東海市記者会見資料

高齢者支援課・社会福祉課・女性・子ども課

在宅で介護を受けており、常時寝たきり等の理由により、自ら理美容店へ出向くことが困難な要介護認定を受けた高齢者、身体障がい者及び身体障がい児に対して、衛生管理が図られるよう、訪問理美容サービス事業として、費用の一部を補助します。

【事業内容】

○ 補助対象期間

令和6年（2024年）7月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

○ 補助対象

- (1) 65歳以上で要介護4以上の認定を受けている方で、在宅で介護を受けており、常時寝たきり等の理由により自ら理美容店へ出向くことが困難な方
- (2) 身体障害者手帳1級は又は2級の交付を受けている方で、在宅で介護を受けており、常時寝たきり等の理由により自ら理美容店へ出向くことが困難な方

○ 補助額

施術料金は1回あたり5,500円（補助額：5,000円／回、利用者負担：500円／回）とする。

※施術料金に含まれるのは、カット、カット後の清拭とする。

※利用券は、残りの月数（申請月を含む）に2分の1を乗じて得た枚数（端数切り上げ）を交付する。

（年間最大6枚とするが、初年度は7月開始とするため、最大5枚とする。）

【交付方法】

事前に利用希望者から申請書を提出いただき、該当する方には利用券を発行し、理美容店を予約していただく。施術後、理美容店は利用者から500円と利用券を受け取り、利用券を添付した補助金交付申請書を市へ提出する。内容を審査した上で指定された口座へ補助金を支給する。

【予算措置】

・高齢者支援課	<歳出>在宅高齢者訪問理美容サービス補助事業	750千円
・社会福祉課	<歳出>在宅障がい者訪問理美容サービス補助事業	750千円
・女性・子ども課	<歳出>在宅障がい児訪問理美容サービス補助事業	125千円



問合せ 担当（高齢者）	高齢者支援課	佐治（さじ）	052-689-1600（内線553）
	（障がい者）	社会福祉課	宇賀神（うがじん） 052-603-2211・0562-33-1111（内線128）
	（障がい児）	女性・子ども課	島袋（しまぶくろ） 052-603-2211・0562-33-1111（内線688）